

浄化槽工事業登録・特例浄化槽工事業届出 の手引き

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当

目次

1	浄化槽工事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	登録と届出について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	浄化槽工事業の登録について・・・・・・・・・・・・	3
4	特例浄化槽工事業の届出について・・・・・・・・・・	6
5	標識の掲示について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6	帳簿の備付けについて・・・・・・・・・・・・・・・・	11
7	浄化槽に係る各種窓口について・・・・・・・・・・・・	12

【凡例】

法 浄化槽法（昭和58年法律第43号）

省令 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）

1 浄化槽工事業について

(1) 概要

浄化槽工事業者（浄化槽工事※を事業として営む者）は、工事を行おうとする地域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません（法第21条第1項）。ただし、土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業のいずれかの建設業許可を受けている業者は、都道府県知事への届出をすれば登録を受けた業者（特例浄化槽工事業者）とみなされます（法第33条第1～3項）。

登録・届出は、工事を行おうとする都道府県ごとに行わなければなりません。埼玉県内で浄化槽工事を行う業者は、営業所の所在地が埼玉県内であるか否かを問わず、埼玉県知事に対して登録又は届出を行う必要があります。また、埼玉県知事への登録又は届出がある業者が他の都道府県で浄化槽工事を行う場合、工事を行う場所を管轄する都道府県知事への登録又は届出が別途必要になります。

※浄化槽工事…浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事（法第2条第2号）です。保守点検（部品交換や修繕）や清掃は含まれません。

保守点検業者の登録等の窓口については、12ページをご確認ください。

2 登録と届出について

(1) 登録と届出の違い

	登録	届出
建設業許可	土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業の <u>いずれの建設業許可も受けていない</u>	土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業の <u>いずれかの建設業許可を受けている</u>
更新	5年ごとに必要（有効期間5年）	なし（建設業許可更新時に、許可番号の変更届の提出が必要）
申請手数料 〔埼玉県収入証紙 又は キャッシュレス決済〕	新規：33,000円 更新：26,000円	なし
通知書	あり	なし
郵送手続	変更届、廃業届は可	全て可
電子申請	全て可	全て可

※登録業者が土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業のいずれかの建設業許可を取得した場合、登録は自動的に失効します（法第33条第4項）。その場合、特例浄化槽工事業の届出を新たに行う必要があります。

(2) 要件

浄化槽工事業の登録・届出を行うには、次の要件を備えていなくてはなりません。

ア 営業所ごとに浄化槽設備士がいること。（法第29条第1項）

イ 次の欠格要件に該当しないこと。（法第24条第1項）

①浄化槽法又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

②浄化槽工事業の登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過していない者（浄化槽工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む）。

③都道府県知事より事業の停止を命じられ、その停止期間が経過していない者。

④暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

⑤申請書類中に重要な事項について虚偽の記載をしたり、重要な事実の記載を欠いているとき。

⑥浄化槽工事業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が①から⑤までに該当するもの。

⑦法人でその役員のうちに①から⑥までに該当する者があるもの。

⑧暴力団員等がその事業活動を支配する者。

3 浄化槽工事業の登録について

(1) 新規・更新

浄化槽工事業を営もうとする場合、登録の申請をしてください（法第21条第1項）。有効期間の満了後も引き続き浄化槽工事業を営む場合は、登録の更新申請をしてください（法第21条第3項）。

なお、更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までに申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、処分がなされるまでの間は、効力を有します（法第21条第4項）。

ア 手数料等

①手数料（埼玉県収入証紙又はキャッシュレス決済で納入）

新規：33,000円

更新：26,000円

②提出方法

窓口、電子申請（郵送不可）

イ 申請書類

様式	書類	摘要
第1号	浄化槽工事業登録申請書	裏面にも記入欄あり
第2号	誓約書	
第3号	工事業登録申請者（法人の役員、本人、法定代理人、法定代理人の役員）の調書	全員分必要
第4号	浄化槽設備士の調書	第3号を作成した者についても必要
添付書類	浄化槽設備士免状（写し）又は浄化槽設備士証（写し）	
	浄化槽設備士の住民票抄本	マイナンバーの記載がないもの
	（法人）履歴事項全部証明書 （個人）事業主の住民票抄本	・個人事業主が浄化槽設備士である場合、住民票は1部でよい ・マイナンバーの記載がないもの

※提出部数は、正本1通・副本（申請者控え）1通です。

※住民票、履歴事項全部証明書は発行から3か月以内の原本を提出してください。

※更新の申請書提出は有効期間満了日の30日前までとなります（省令第1条）。

※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含みます。

(2) 変更

登録後に次表に掲げる変更事項が生じた場合、変更の日から30日以内に届出をしてください（法第25条第1項）。

ア 手数料等

①手数料

なし

②提出方法

窓口・電子申請・郵送（郵送の場合、届出書類に返信用封筒を同封してください）

イ 届出書類

①浄化槽工事業登録事項変更届出書（様式第7号）

②次表に掲げる変更事項に対応する添付書類

法人	個人	変更事項	添付書類
○	○	氏名又は名称	住民票抄本（マイナンバーが記載されていないもの）
○	○	名称	履歴事項全部証明書
○	○	住所又は所在地	（個人）住民票抄本（マイナンバーが記載されていないもの） （法人）履歴事項全部証明書
○	○	代表者	履歴事項全部証明書
○	○	営業所の名称、所在地	法人（商業）登記を変更した場合は履歴事項全部証明書
○	○	役員	履歴事項全部証明書 新たに役員になる者がある場合は、誓約書（様式第2号）及び調書（様式第3号）
○	○	営業所に置かれる浄化槽設備士、浄化槽設備士免状の交付番号	①浄化槽設備士免状（写し）又は浄化槽設備士証（写し） ②浄化槽設備士の調書（様式第4号） ③住民票抄本（マイナンバーが記載されていないもの）

※提出部数は、正本1通・副本（申請者控え）1通です。

※住民票、履歴事項全部証明書は発行から3か月以内の原本を提出してください。

※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含みます。

(3) 廃業

登録後に次表に掲げる事項が生じた場合は、事実の発生から30日以内に廃業の届出をしてください（法第26条）。

ア 手数料等

①手数料

なし

②提出方法

窓口・電子申請・郵送（郵送の場合、届出書類に返信用封筒を同封してください）

イ 届出書類

①浄化槽工事業廃業届出書

②本人確認書類（運転免許証、保険証、行政書士証票等）の写し

③次表に掲げる届出事項に対応する添付書類

届出事項	届出義務者	添付書類
個人事業主が死亡した場合	その相続人	事業主と相続人の関係が確認できる戸籍謄本等
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者	閉鎖事項全部証明書
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産管財人であることを証する書類
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由で解散した場合	その清算人	履歴事項全部証明書
浄化槽工事業を廃止した場合	法人であるときはその役員、個人であるときはその者	履歴事項全部証明書（届出済みの役員が提出する場合は省略可）

※提出部数は、正本1通・副本（申請者控え）1通です。

4 特例浄化槽工事業の届出について

(1) 新規

土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業のいずれかの建設業許可を受けている業者が浄化槽工事業を営もうとする場合、遅滞なく、届出をしてください（法第33条第3項前段）。

ア 手数料等

①手数料

なし

②提出方法

窓口・電子申請・郵送（郵送の場合、届出書類に返信用封筒を同封してください）

イ 届出書類

様式	書類	摘要
第11号	特例浄化槽工事業者届出書	裏面も記入欄あり
添付書類	建設業許可通知書（写し）又は 建設業許可証明書（原本）	
第4号	浄化槽設備士の調書	
添付書類	浄化槽設備士免状（写し）又は 浄化槽設備士証（写し）	
	浄化槽設備士の住民票抄本	マイナンバーが記載されていないもの

※提出部数は、正本1通・副本（申請者控え）1通です。

※住民票、履歴事項全部証明書は発行から3か月以内の原本を提出してください。

(2) 変更

届出後に次表に掲げる変更事項が生じた場合、遅滞なく、届出をしてください。
(法第33条第3項後段)。

ア 手数料等

①手数料

なし

②提出方法

窓口・電子申請・郵送（郵送の場合、届出書類に返信用封筒を同封してください）

イ 届出書類

①特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（様式第12号）

②次表に掲げる変更事項に対応する添付書類

法人	個人	変更事項	添付書類
☐	☐	氏名又は名称	なし
☐	☐	名称	なし
☐	☐	住所又は所在地	なし
☐	☐	代表者	なし
☐	☐	建設業許可の (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日	建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書（原本）
☐	☐	営業所に置かれる 浄化槽設備士、浄化槽 設備士免状の交付番号	①浄化槽設備士免状（写し）又は浄化槽設備士証（写し） ②浄化槽設備士の調書（様式第4号） ③住民票抄本（マイナンバーが記載されていないもの）

※提出部数は、正本1通・副本（申請者控え）1通です。

※住民票、履歴事項全部証明書は発行から3か月以内の原本を提出してください。

ウ 特例浄化槽工事業者の建設業許可の取得等に係る手続きについて

①土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業のいずれかの許可を更新、業種追加、般特新規、許可換えで取得した場合

許可通知書が到着した後、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書に建設業許可通知書（写し）を添付して提出してください。

②土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業のいずれかの建設業許可を廃業（失効）した後も引き続き浄化槽工事業を営む場合

特例浄化槽工事業者廃止届出書の提出と浄化槽工事業登録の申請をしてください。

ただし、土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業のいずれかの許可の一部廃業（失効）後もなお土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業のいずれかの建設業許可を有しているときは、許可を一部廃業（失効）した旨の特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書を提出してください。

③土木工事業（土木一式）、建築工事業（建築一式）、管工事業以外の許可の取得、廃業（失効）があった場合

手続きは不要です。

(3) 廃業

届出後に次表に掲げる事項が生じた場合、遅滞なく、届出をしてください
(法第33条第3項後段)。

ア 手数料等

①手数料

なし

②提出方法

窓口・電子申請・郵送(郵送の場合、届出書類に返信用封筒を同封してください)

イ 届出書類

①特例浄化槽工事業者廃止届出書

②本人確認書類(運転免許証、保険証、行政書士証票等)の写し

③次表に掲げる届出事項に対応する添付書類

届出事項	届出義務者	添付書類
個人事業主が死亡した場合	その相続人	事業主と相続人の関係が確認できる戸籍謄本等
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者	閉鎖事項全部証明書
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産管財人であることを証する書類
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由で解散した場合	その清算人	履歴事項全部証明書
浄化槽工事業を廃止した場合	法人であるときはその役員、個人であるときはその者	履歴事項全部証明書(届出済みの役員が提出する場合は省略可)

※提出部数は、正本1通・副本(申請者控え)1通です。

5 標識の掲示について

浄化槽工事業者（登録事業者）・特例浄化槽工事業者（届出事業者）は、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、見やすい場所に、氏名等の事項を記載した下記の標識を掲げなければなりません（法第30条、省令第9条）。

・浄化槽工事業者（登録事業者）の標識 様式第8号（第9条関係）

浄化槽工事業者登録票		↑ 25 cm 以上 ↓
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	埼玉県知事（登）第 号	
登録年月日	令和 年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

← 35 cm以上 →

・特例浄化槽工事業者（届出事業者）の標識 様式第9号（第9条関係）

浄化槽工事業者届出済票		↑ 25 cm 以上 ↓
氏名又は名称		
代表者の氏名		
届出番号	埼玉県知事（届）第 号	
届出年月日	令和 年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

← 35 cm以上 →

6 帳簿の備付けについて

浄化槽工事業者（登録事業者）・特例浄化槽工事業者（届出事業者）は、営業所ごとに下記の帳簿を備え、保存しなければなりません（法第31条）。

帳簿は、添付書類をつけて浄化槽工事ごとに作成し、各事業年度の末日をもって閉鎖した後、5年間保存しなければなりません（省令第10条）。

・帳簿の記載事項 様式第10号（第10条関係）

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
施工場所	
着工年月日及び 竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び 免状の交付番号	

※添付書類とは次のものとなります。

- ① 処理方式及び処理能力を記載した書面
- ② 構造図
- ③ 仕様書
- ④ 処理工程図

7 浄化槽に係る各種窓口について

(1) 浄化槽保守点検業者の登録

浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、埼玉県知事の登録またはさいたま市、川越市、川口市及び越谷市においては市長の登録を受けなければなりません。登録を受ける場合は受付窓口で手続を行ってください。

受付窓口：各地域を管轄する県環境管理事務所又は保健所設置市担当課（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）

(2) 浄化槽の設置等の届出

浄化槽の設置、使用開始・廃止、技術管理者・管理者変更、使用休止・再開等の届出を行う場合は受付窓口で手続を行ってください。

受付窓口：市町村担当課

※入間市及び富士見市は西部環境管理事務所が受付窓口になります。

(3) 浄化槽設置に係る補助金

県内の多くの市町村では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（入れ替え）に係る補助制度を設けています。補助メニューや補助金額等については受付窓口へお問合せください。

受付窓口：市町村担当課

浄化槽工事業登録・特例浄化槽工事業届出の手引き
(令和7年4月)

埼玉県県土整備部
建設管理課建設業担当

○ 受付時間

月曜日から金曜日（祝日、休日及び年末年始は除く）

午前 9：00～11：00

午後 1：00～ 4：15

○ 受付場所

埼玉県庁第2庁舎3階 建設管理課分室

○ 郵便等の宛先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県土整備部建設管理課 建設業担当

○ 電話番号

048（830）5176・5177